

# 東近江市100年の森づくりビジョンの推進 ～森林経営管理制度の活用・森林境界明確化への取組～



集落会議の様子



鈴鹿山系の森林

# 事例報告次第

- 1 滋賀県に占める東近江市森林の現況
- 2 森林林業施策の取組
- 3 東近江市100年の森づくりビジョンの概要
- 4 集落会議の開催
- 5 100年の森づくり方針の策定
- 6 森林境界明確化への取組
- 7 東近江市森林経営管理モデル事業の創設
- 8 経営管理権集積計画の課題



# 滋賀県に占める東近江市の森林の現況

## 滋賀縣市町村地図

### 位置

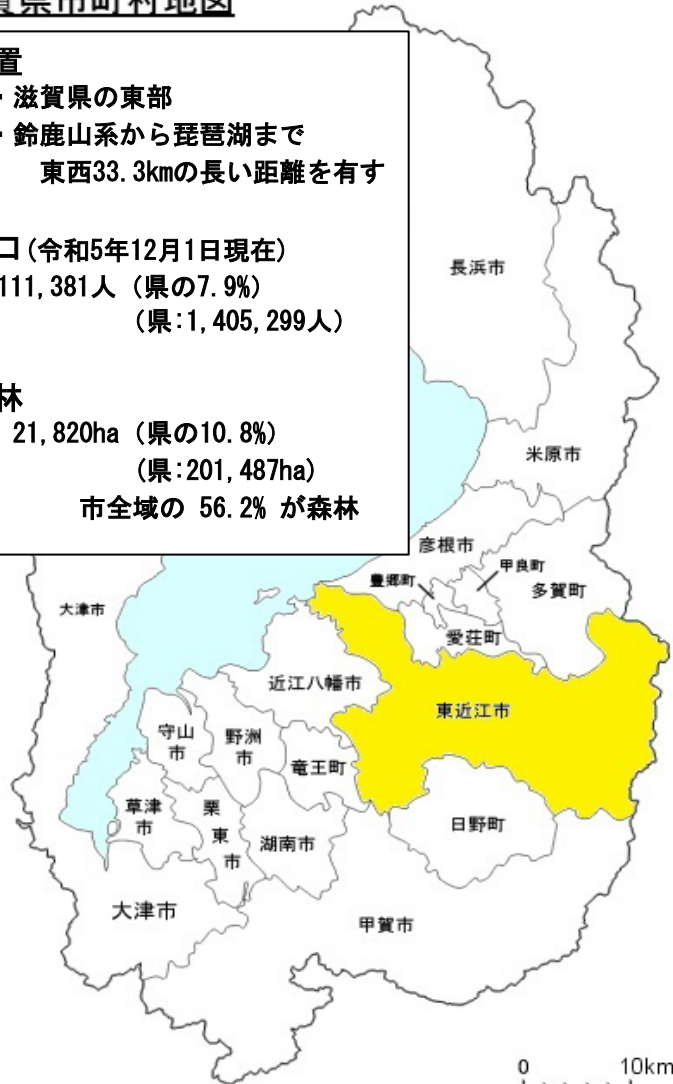
- ・滋賀県の東部
- ・鈴鹿山系から琵琶湖まで  
東西33.3kmの長い距離を有す

### 人口(令和5年12月1日現在)

111,381人(県の7.9%)  
(県:1,405,299人)

### 森林

21,820ha(県の10.8%)  
(県:201,487ha)  
市全域の56.2%が森林



	滋賀県	東近江市	割合
総面積 (ha)	<b>401,739</b>	<b>38,837</b>	<b>9.7%</b>
森林面積 (ha)	<b>201,487</b>	<b>21,820</b>	<b>10.8%</b>
森林率 (%)	<b>50.2</b>	<b>56.2</b>	
民有林面積 (ha)	<b>183,907</b>	<b>21,140</b>	<b>11.5%</b>
人工林面積 (ha) (民有林)	<b>80,388</b>	<b>7,173</b>	<b>8.9%</b>
人工林率 (%) (民有林)	<b>43.7</b>	<b>33.9</b>	
施業履歴面積 (ha)	<b>28,689</b>	<b>3,074</b>	<b>10.7%</b>
施業率 (%)	<b>35.7</b>	<b>42.9</b>	

出典：R4 滋賀県森林・林業統計要覧  
滋賀県「森林境界明確化を進めるための手引書」P41.42

# 本市の森林林業施策の取組

森林経営管理制度【森林経営管理法・平成31年4月施行】

東近江市100年の森づくりビジョン（令和2年1月策定）

東近江市森林経営管理法における基本方針（令和5年4月策定）

集落会議（ワークショップ形式） 意向調査・現地調査等

森づくり方針（ゾーニング図）作成（集落単位）

合成公図の作成

施業履歴データの一元化  
林地台帳更新（データ化）

森林施業の推進  
（放置森林の解消）

森林境界明確化  
・微地形図  
・レーザ林相図 など

森林所有者が経営管理する森林  
（経営意欲のある森林所有者の森林）

市が経営管理を受託する森林  
（森林所有者が経営管理できない森林）

収益が得られる森林

今後、収益が望める森林

森林経営計画に基づく集約施業等  
自力施業又は林業事業体に委託

森林経営管理モデル事業等実施

今後も収益が望めない森林

森林所有者が経営管理

環境林へ移行など検討



# 東近江市100年の森づくりビジョンの概要



## 東近江市100年の森づくりビジョン 概要版

東近江市100年の森づくりビジョンは、地域住民をはじめ多様な主体が参画することにより、市域の56%を占める森林を有効に活用し、100年先を見据えた健全な森林づくりや資源利用を進めるための指針です。

### 森づくりのあるべき姿

森づくりは約100年以上の歴史があり、特に100年を超える経歴の豊かな森です。本ビジョンでは100年先を見据えつつ、おおよそ10年先を見据えた森づくりのあり方を示す指針を示します。

- 1 暮らしや自然のつながりをいかした、いきもの森づくりを推進する
- 2 多様な主体が参画し、多様な価値観を尊重し、地域で森づくりを進められるように取り組む
- 3 地域住民が多様な主体が参画し、今後100年先を見据えつつ、おおよそ10年先を見据えた森づくりを進める

### ビジョンの概要

#### 1 ビジョン策定の背景

本市は、市域の56%（約10万ヘクタール）を森林が占め、森林の恵みを生かした暮らしや自然のつながりを大切にする地域づくりを進めています。また、東近江市100年先を見据えた森づくりのあり方を示す指針として、100年先を見据えた健全な森林づくりや資源利用を進めるための指針を示すこととしています。

#### 2 ビジョンの特色、計画期間及び対象区域

(1) ビジョンの特色  
森林・林業を軸としつつ、様々な分野と連携し、多様な主体が参画し、多様な価値観を尊重し、地域で森づくりを進められるように取り組むことを目指す。

(2) 計画期間  
東近江市100年先を見据えつつ、おおよそ10年先を見据えた森づくりのあり方を示す指針を示すこととする。

(3) 対象区域  
東近江市全域を対象とする。

### 現状と課題

#### 1 東近江市の森林・林業の現状

- (1) 森林の面積は約10万ヘクタール（市域の56%）
- (2) 森林の質は、主に100年以上の経歴の豊かな森が中心である
- (3) 森林の資源は、主に木材・薪炭材として活用されている
- (4) 森林の恵みを生かした暮らしや自然のつながりを大切にする地域づくりを進めている

#### 2 東近江市の森林・林業の課題

- (1) 森林の資源は、主に木材・薪炭材として活用されている
- (2) 森林の恵みを生かした暮らしや自然のつながりを大切にする地域づくりを進めている
- (3) 森林の資源は、主に木材・薪炭材として活用されている
- (4) 森林の恵みを生かした暮らしや自然のつながりを大切にする地域づくりを進めている

#### 3 東近江市の森林づくりを取り巻く環境

- (1) 森林の資源は、主に木材・薪炭材として活用されている
- (2) 森林の恵みを生かした暮らしや自然のつながりを大切にする地域づくりを進めている
- (3) 森林の資源は、主に木材・薪炭材として活用されている
- (4) 森林の恵みを生かした暮らしや自然のつながりを大切にする地域づくりを進めている

#### 4 森林・林業 + X (エックス)

森林・林業と様々な分野と連携し、多様な主体が参画し、多様な価値観を尊重し、地域で森づくりを進められるように取り組むことを目指す。

### 基本施策

#### 1 新たな森林経営管理の推進

- (1) 新たな森林経営管理の推進
- (2) 新たな森林経営管理の推進
- (3) 新たな森林経営管理の推進
- (4) 新たな森林経営管理の推進

#### 2 多様な価値観を尊重し、地域で森づくりを進められるように取り組む

- (1) 多様な価値観を尊重し、地域で森づくりを進められるように取り組む
- (2) 多様な価値観を尊重し、地域で森づくりを進められるように取り組む
- (3) 多様な価値観を尊重し、地域で森づくりを進められるように取り組む
- (4) 多様な価値観を尊重し、地域で森づくりを進められるように取り組む

#### 3 生物多様性や自然景観の保全を重視した森林づくり

- (1) 生物多様性や自然景観の保全を重視した森林づくり
- (2) 生物多様性や自然景観の保全を重視した森林づくり
- (3) 生物多様性や自然景観の保全を重視した森林づくり
- (4) 生物多様性や自然景観の保全を重視した森林づくり

#### 4 エコツーリズムの推進と地域資源の活用

- (1) エコツーリズムの推進と地域資源の活用
- (2) エコツーリズムの推進と地域資源の活用
- (3) エコツーリズムの推進と地域資源の活用
- (4) エコツーリズムの推進と地域資源の活用

#### 5 次世代の森林づくりを担う人材育成と環境学習

- (1) 次世代の森林づくりを担う人材育成と環境学習
- (2) 次世代の森林づくりを担う人材育成と環境学習
- (3) 次世代の森林づくりを担う人材育成と環境学習
- (4) 次世代の森林づくりを担う人材育成と環境学習

#### ビジョン推進のための仕組み

- 1 東近江市100年の森づくり推進ワークショップ
- 2 東近江市100年の森づくり推進ワークショップ
- 3 東近江市100年の森づくり推進ワークショップ
- 4 東近江市100年の森づくり推進ワークショップ

地域住民をはじめ多様な主体が参画することにより、市域の56%を占める森林を有効に活用し、100年先を見据えた健全な森林づくりや資源利用を進めるための指針

## 基本理念

- ・ 地域（ローカル）の視点で森林・林業を考える
- ・ 100年先の未来を見据えたビジョンづくり
- ・ プロセスの重視と柔軟な対応
- ・ 森里川湖のつながりをいかした森林づくり
- ・ 森林・林業 + X (エックス)

## 基本施策

- ・ 新たな森林経営管理の推進
- ・ あらゆる場面で木を使うプロジェクトの推進
- ・ 生物多様性や自然景観の保全を重視した森林づくり
- ・ エコツーリズムの推進と地域資源の活用
- ・ 次代の森林づくりを担う人材育成と環境学習

東近江市100年の森づくりビジョン（概要版）  
 策定：令和2年11月1日  
 策定：令和2年11月1日  
 策定：令和2年11月1日  
 策定：令和2年11月1日

# 集落会議の開催



君ヶ畑町集落会議

## 集落会議に取り組む集落

- 森林面積、人工林面積が広く、これまでも森林整備等に関わりの深い集落（町、自治会等）を対象に計画

<対象集落：26集落>

永源寺地区 16集落、愛東地区 8集落、湖東地区 1集落  
五個荘地区 1集落

### ●その他

森林整備に対する関心が深く、意欲的な集落であり、市が必要と認めた場合に実施



# 集落会議（ワークショップ形式）の進め方

東近江市100年の森づくりビジョンの実現に向け、自治会等の単位でワークショップ形式で開催  
森林所有者をはじめとした地域の方々の意向に沿った森林づくりを議論・検討を重ね、「100年の森づくり方針」を策定

## ワークショップの進め方①

- 今の森の様子  
この地域の森は今、どうなっているのだろうか・・・？
- 昔の森の様子  
この地域の森がたどってきた道はどのようなものだったのだろうか・・・？

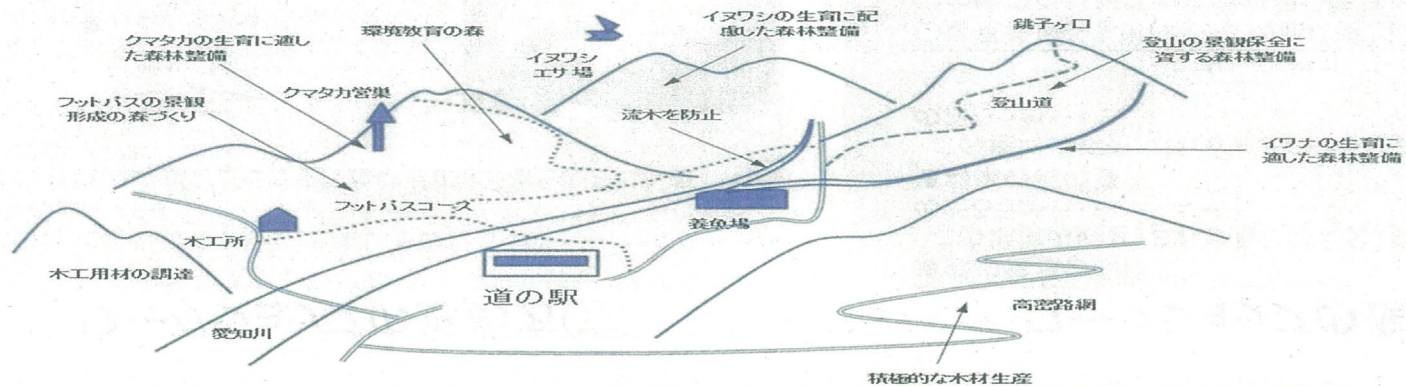
○情報を出し合い、図面に落とししていく。  
○必要に応じて、現地を確認

## ワークショップの進め方②

- 森の資源の利用  
この地域の森を、これからどのように利用していけば良いのだろうか・・・？
- 将来の森の姿  
この地域の森を、これからどのような姿にしていけば良いのだろうか・・・？

○意見や情報を出し合い、図面に落とししていく。  
○今後の森林施業や森林資源活用について検討  
▶ 「100年の森づくり方針」の策定

地域ごとに見える範囲の森をどうしていくかについて、ワークショップ形式で議論し、森づくりの実践をしていく。



今後100年を見据えて、道の駅から見える森林をどのようにしていくのか・・・？  
(話し合い・現地検討 → ゾーニング)





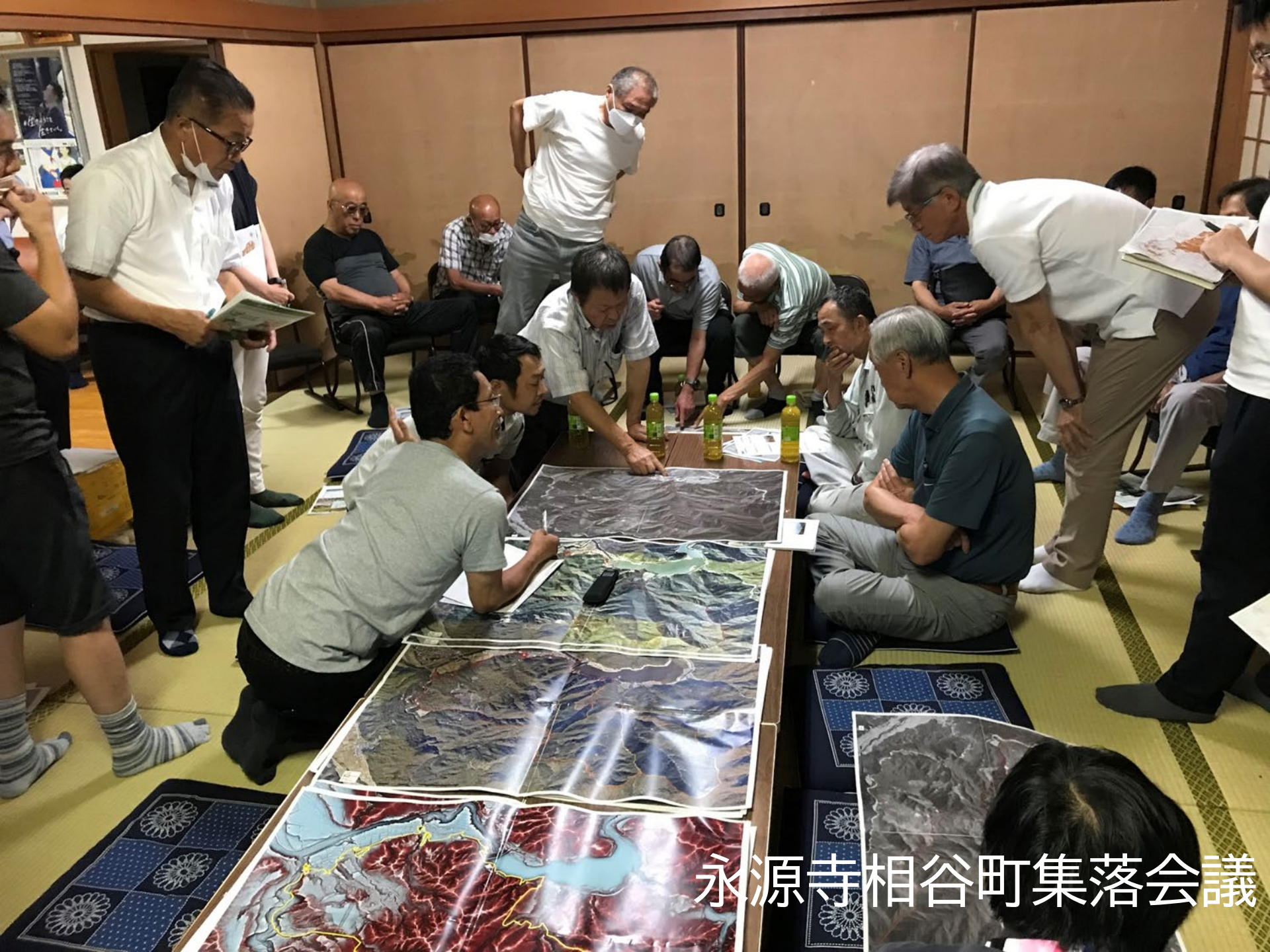
萱尾町集落会議





蓼畑町集落会議

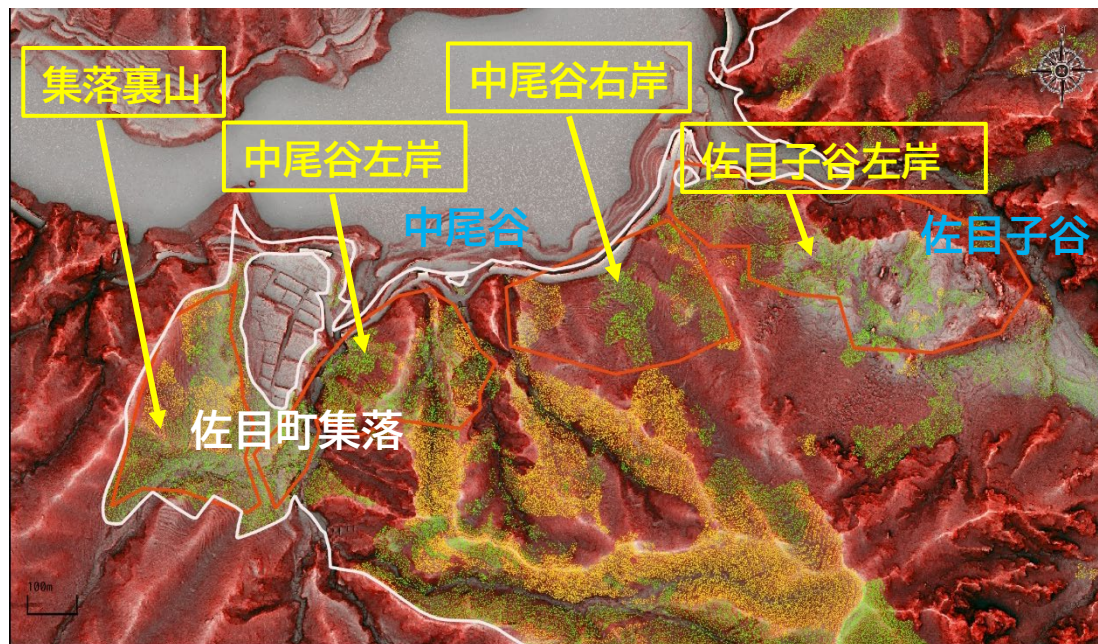




永源寺相谷町集落会議



# 集落の森林資源（スギ・ヒノキ）の現状説明



集落裏山 8ha  
 スギ 3,369本、ヒノキ2,226本  
 樹高 26 m      樹高 21 m  
 直径 37cm      直径 28cm

中尾谷右岸 9ha  
 スギ 2,133本、ヒノキ 962本  
 樹高 26 m      樹高 26 m  
 直径 35cm      直径 34cm

中尾谷左岸 9ha  
 スギ 4,543本、ヒノキ1,004本  
 樹高 23 m      樹高 19 m  
 直径 32cm      直径 26cm

佐目子谷左岸 15ha  
 スギ 4,529本、ヒノキ 250本  
 樹高 24 m      樹高 18 m  
 直径 34cm      直径 25cm

事前に対象森林を踏査



# 地券取調総絵図(大絵図)の閲覧



永源寺相谷町集落会議での大絵図閲覧の様子

萱尾町の大絵図





# 100年の森づくり方針の策定

## 九居瀬町100年の森づくり方針 (森林整備及び森林資源の利用に関する方針)

九居瀬町では、令和2年1月に策定された「東近江市100年の森づくりビジョン」に基づき、「九居瀬100年の森づくり方針」を作成しました。  
今後は、本方針に基づき森づくりの推進を図っていくこととし、その骨子を下記に示すとともに、草の根集会所に「森づくり方針」を常備し、「ゾーニング図」を掲示します。

### 方針の骨子

#### 1. 森林の整備

- 基本的事項  
森林経営計画に基づく集約施策を基本に実施し、経営管理が困難な場合は森林経営管理制度を適用
- 対象とする森林  
基本的には遊覧県造林公社営林地を除く人工林の多い森林を対象に、集落跡地等緩斜面地は「森林整備重点区域」、その周辺を「森林整備推進区域」、それ以外で奥地を除く地域を「森林整備促進区域」として整備
- 森林整備の方針
  - 森林経営計画に基づく集約施策により適正な間伐と間伐材取入の確保
  - 森づくり推進のための森林境界明確化の実施
  - 森林保全に最大限配慮した作業路の開設と架線併用による搬出材の確保
  - 市道ダム右岸線沿いの放置林で一定の要件を満たす人工林の森林経営管理制度への適用
  - 主伐による所得確保と再造林による森林循環利用の推進
  - 奥地森林で経済林として困難な人工林の強度間伐による針広混交林化「環境林整備区域」
  - 九居瀬地区外在住の森林所有者との連携による森林整備の推進
  - 遊覧県造林公社営林地の適正な森林管理の推進

#### 2. 地域資源の利活用

- 森林資源を活用した特産物(例えば薪、木炭、サカキなど)の生産

#### 3. 山の魅力発信やエコツーリズムの推進

- 鈴鹿10座(日本コバ)の玄関である利点を活かした登山道等の整備とエコツーリズムの推進
- 市道ダム右岸線沿いと永源寺ダムの景観を活かした山の魅力発信

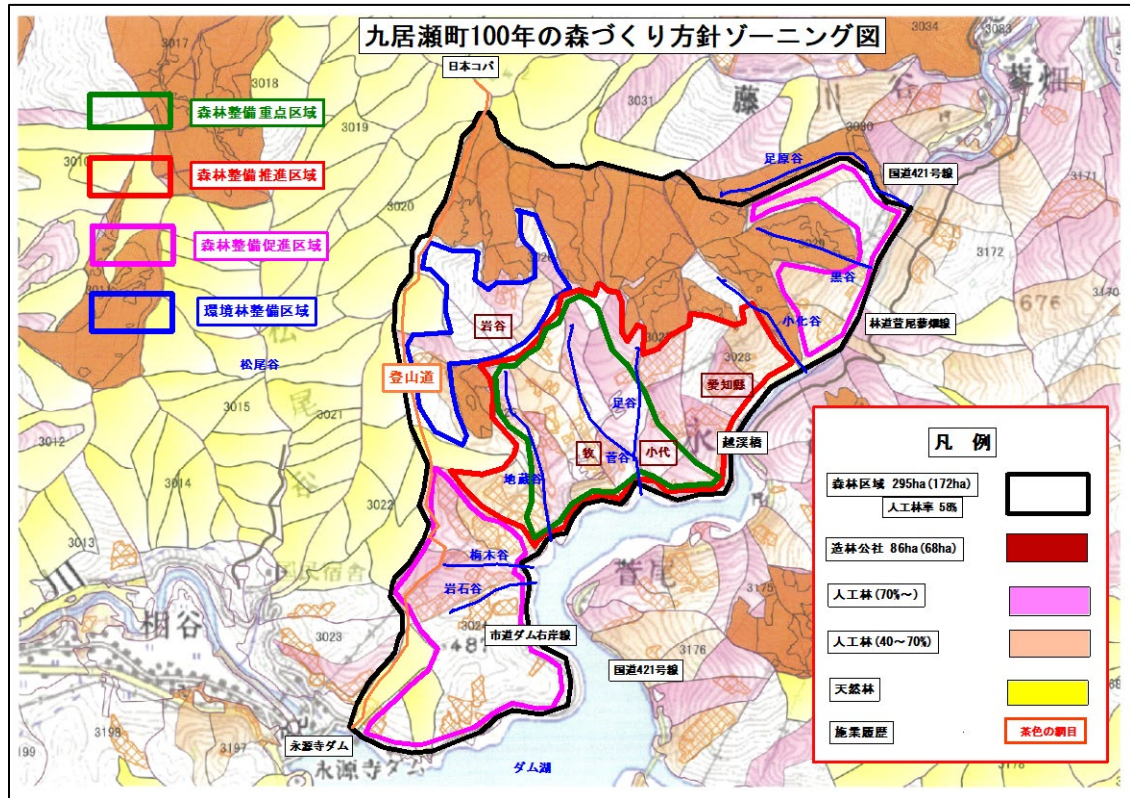
#### 4. 後継者や担い手の育成

- 森林を次世代に引き継ぐための森林境界明確化の推進

### 方針の実現に向けて

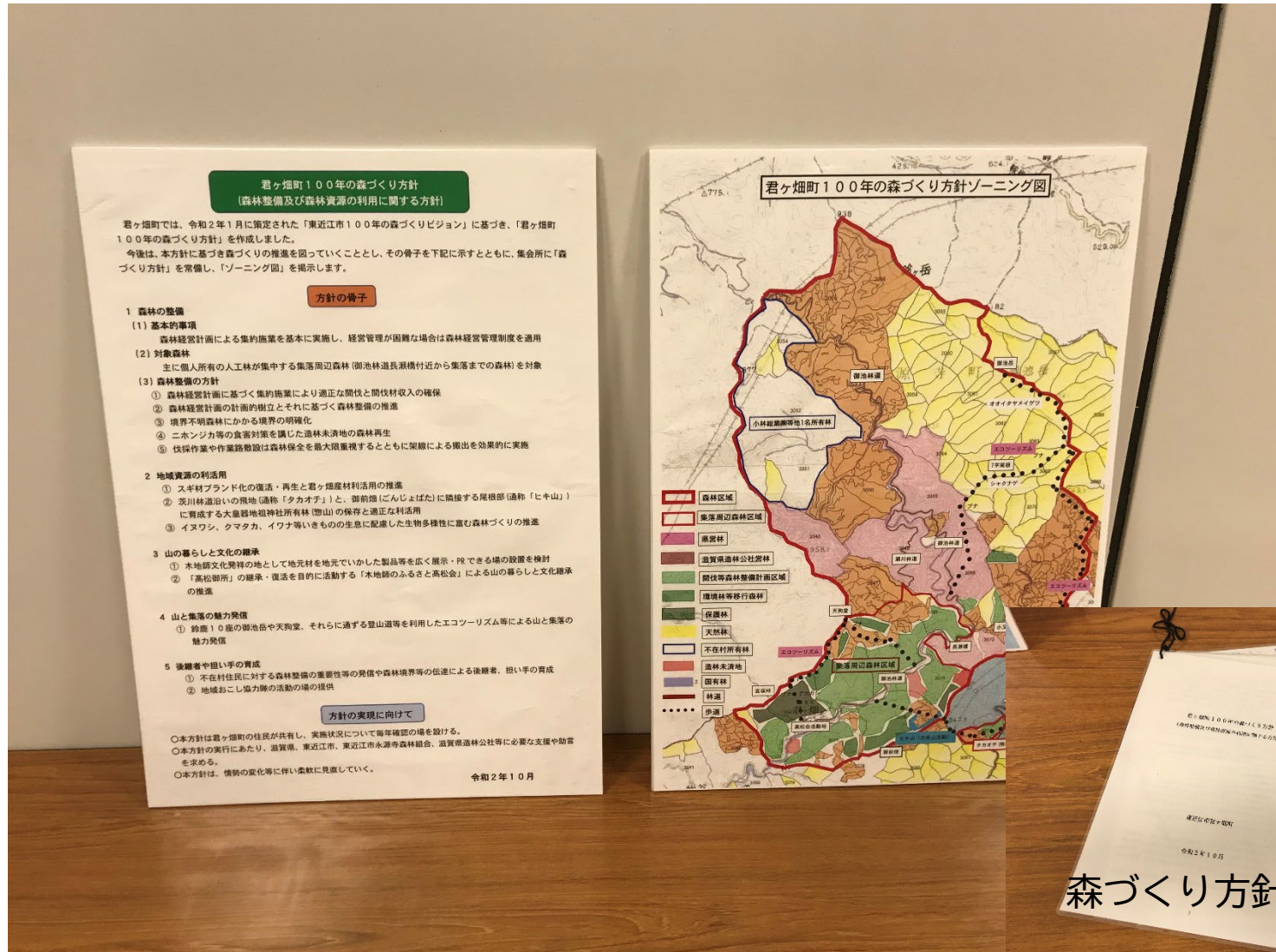
- 本方針は九居瀬町の住民が共有し、実施状況について毎年確認の場を設けます。
- 本方針の実行に当たり、遊覧県、東近江市、東近江市永源寺森林組合、遊覧県造林公社等に必要の支援や助言を求めます。
- 本方針は、情勢の変化等に伴い柔軟に見直していきます。

令和4年12月



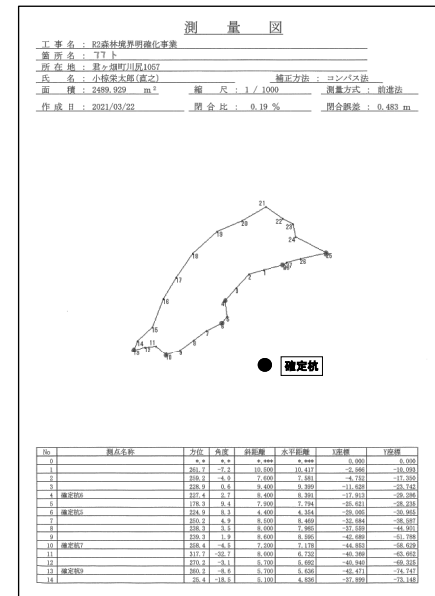
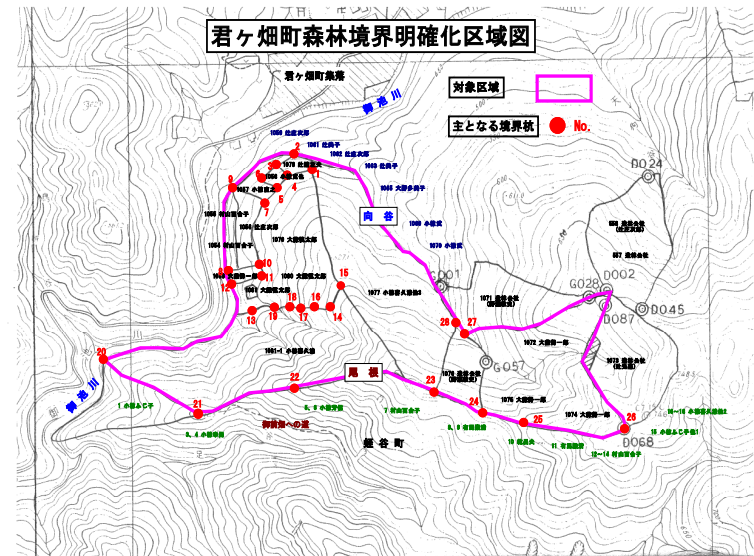
# 100年の森づくり方針の啓発

成果物を自治会館等に掲示、設置し、「100年の森づくり方針」の実践に向け啓発します。





# 森林境界明確化への取組








## 現地立会による森林境界明確化の問題点

- 地権者の高齢化による現地での立会困難
- 世代交代等により境界を認識されていない地権者の増加
- 広範囲かつ急峻な地形の踏査に伴う非効率な現地調査

# デジタル技術の活用による森林情報解析

公図合成図 (現況把握)	赤色立体図 (地形判読)	レーザ林相図 (林相判読)
法務局の公図を合成したものの	尾根、谷、里道等、「地形」が見える図	樹種が色分けされた「林相」が見える図
		

東近江市では、市ホームページ上で「微地形図（赤色立体地図）」を一般公開しています。

- ① 市ホームページトップ画面から [都市整備・産業・観光](#) > [林業・鳥獣対策](#) > [林業](#) > [東近江市森林クラウドシステム](#)を一般公開しています > [森林クラウドシステムはこちら](#)
- ② (画面右上) [MENU](#) > MENU画面左の上から4つ目を選択 > [赤色立体地図](#)を選択 > [CLOSE](#)でMENU画面を閉じる。

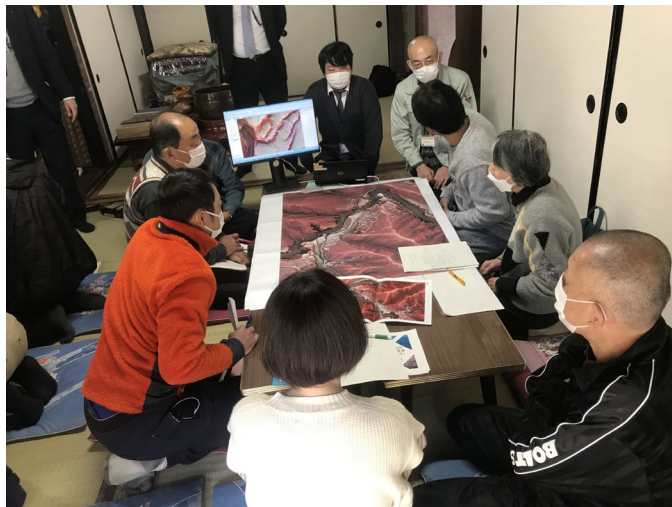


# 机上での森林境界明確化（所有者説明会）の実施

- ・境界案を図面や画面で示し所有者ごとの意見を集約
- ・森林所有者の意見（情報）を基に修正を加え、森林境界を明確にする。



**現地（林地）に向かわずして森林境界を明確化！**





令和5年度からの新たな取り組み!

## 東近江市森林経営管理モデル事業の創設

### モデル事業とは

道路沿いなどの林業経営に適した立地であるにも関わらず、手入れが滞っているために、生長不良や形質の悪化が見られるなど、集約施業を行ったとしても収益が見込めないことから、放置されている人工林を対象に、市が「森林経営管理法」に基づく経営管理権を設定し、除伐や間伐、枝打ち等の森林整備を行うことで、モデル森林として森林を再生していきます。

モデル事業実施



適正な森林整備が滞っており、生育状態が悪い森林

再生



適正に施業が施されている生育状態の良い森林



## 1. 事業の目的

森林の持つ多面的機能の発揮を図るとともに、他の森林の模範となることを目的とする。

## 2. 事業の内容

除伐、保育間伐、枝打ち、林内集積、森林巡視

## 3. 事業の採択要件

- ①「東近江市100年の森づくりビジョン」に基づく集落会議を開催し、100年の森づくり方針が策定されている集落の森林
- ②過去10年程度施業が行われていない人工林（私有林、共有林を含む）
- ③概ね1.0ha以上の人工林としてまとまりのある森林
- ④市の経営管理権設定に同意が得られる森林
- ⑤森林経営計画が策定されていない森林
- ⑥森林境界が明確である。もしくは、森林境界明確化に協力が得られる森林



## 4. 事業の効果

- ・ 森林を適正に整備することにより、森林保全や地球温暖化防止等の森林の持つ多面的機能を高度に発揮する。
- ・ 集落周辺や道路沿いの森林を対象とすることで、事業成果の「見える化」により、広く森林経営管理の啓発を図る。
- ・ 事業地周辺の森林所有者に対する森林整備意欲の高揚を図り、森林経営計画策定を促進する。
- ・ モデル森林を設置することで、施業研修林や見本林として森林整備の普及啓発に活用する。
- ・ 道路沿い等の森林を整備することで、インフラの維持管理の効果を高める。
- ・ 景観保全の効果により、100年の森づくりビジョンに掲げる「集落の魅力発信」に繋げる。

## 5. 当面の計画

令和5年度・・・黄和田町：3.4ha

令和6年度・・・蓼畑町：3.6ha、蛭谷町：3.7ha

令和7年度・・・政所町：2.0ha、九居瀬町：2.0ha

## 6. 財源

森林環境譲与税を充用



# 森林経営管理モデル事業のイメージ



## <手入れが滞っている森林>

適正に森林施業が行われなければ、森林の生長に伴い、立木の一本一本に十分な陽光が届かなくなり、立木は細長く生長し、風雪害を受けやすくなる。また、地表面では下草や低木が育ちにくく、表土が剥き出しの状態となり、土砂流出等の原因となって水源涵養機能は低下する。

## <モデル事業で目指す森林>

間伐、枝打ちなど適正に森林整備を行うことで陽光が地表面まで差し込み、林内は明るくなり、下層植生が見られるようになる。

▶▶ 表土が保全され水源涵養機能が向上し、更に立木は太く真っ直ぐ育ち、風水害や病虫害にも強くなる。





# 経営管理権集積計画の課題

(森林境界明確化事業、東近江市森林経営管理モデル事業)

- ・ 小規模な土地が数多く存在する林地（集落周辺等）では、森林所有者数（筆数）が多くなり、一般的な森林整備に比べて事務量が多くなる。
- ・ 相続等の登記が十分でないなど、所有者が明確でない森林の対応には、不測の時間を要する。（所有者へ連絡すら取れない森林もある。）
- ・ 対象森林は、未整備森林である。



- ・ 事業計画には時間的余裕をもって取り組む。
- ・ 対象地の森林所有形態など十分な下調べを行う。
- ・ 所有者不明森林の処理には時間を要する。
- ・ 事業地の状況にあった施業内容を立案する。



- ・ 森林境界が明確な箇所から実施
- ・ 森林経営管理法では、「権原に基づく所有者の委託を受けて行うもの」とされているが、相続登記が困難な土地等では、納税者の同意をもって事業実施できるようになるなどの柔軟な制度運用の実現を望みます。

御清聴ありがとうございました。

